

連絡先 自動車局審査・リコール課 リコール監理室  
 TEL 03-5253-8111 内線42354  
 アドレス : <http://www.mlit.go.jp>

リコール届出一覧表

リコール届出日：平成23年11月24日

リコール届出番号	2855	リコール開始日	平成23年11月25日
届出者の氏名又は名称	日産自動車株式会社 取締役社長 カルロス ゴーン 問い合わせ先：お客さま相談室 TEL 0120-315-232		
不具合の部位（部品名）	① 尾灯、制動灯及び方向指示器(リヤコンビネーションランプバルブホルダ) ② 燃料装置（燃料ポンプ） ③ かじ取装置（電動パワーステアリングコントロールユニット）		
基準不適合状態にあると認める構造、装置又は性能の状況及びその原因	① コンビネーションランプ（尾灯、制動灯及び方向指示器）のバルブホルダにおいて、電気配線の接続コネクタ部の端子が変形しているものがある。そのため、当該端子の接点部に絶縁物質が生成されて導通不良となり、当該ランプが点灯しなくなる、又は、方向指示器が正常に作動しなくなるおそれがある。 ② 燃料タンクの燃料ポンプユニットにおいて、燃料配管等の組付けばらつきがあるため、燃料供給配管組付け部の強度が不足しているおそれがある。そのため、そのまま使用を続けると、当該組付け部に亀裂が発生し、最悪の場合、燃料が漏れるおそれがある。 ③ 電動パワーステアリングのコントロールユニットにおいて、制御基板の組付け用穴の加工が不適切なため、制御基板が変形しているものがある。そのため、そのまま使用を続けると、制御基板の半田が剥がれて警告灯が点灯するとともに、操舵時のアシストが停止し、ハンドル操作力が増大するおそれがある。		
改善措置の内容	① 全車両、当該バルブホルダを対策品に交換するとともに、車両側電気配線コネクタを新品と交換する。 ② 全車両、当該燃料ポンプユニットを対策品と交換する。 ③ 全車両、当該コントロールユニットの製造番号を確認し、対象の場合は、当該コントロールユニットを良品と交換する。		
不具合件数	① 466件 ② 113件 ③ 0件	事故の有無	①、②、③ 無し
発見の動機	①、②市場からの情報による。 ③部品メーカーからの情報による。		
自動車使用者及び自動車分解整備事業者に周知させるための措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用者：ダイレクトメール等で通知する。</li> <li>・自動車分解整備事業者：日整連発行の機関誌に掲載する。</li> <li>・改善実施済車には、運転者席側ドア開口部のドアストライカー付近にNo.2855のステッカーを貼付する。</li> </ul>		

車名	型式	通称名	リコール対象車の車台番号の範囲 及び製作期間	リコール対象車の 台数	備考
ニッサン	DBA-KJ10	デュアリス	KJ10-000101～KJ10-250727 平成19年12月6日～平成21年9月2日	17,116	①
			KJ10-300159～KJ10-302070 平成22年8月17日～平成22年10月30日	1,082	③
	DBA-KNJ10		KNJ10-000101～KNJ10-210360 平成19年12月6日～平成21年8月31日	7,271	①
			KNJ10-250113～KNJ10-250886 平成22年8月17日～平成22年10月20日	472	③
	DBA-NT31	エクストレイル	NT31-203510～NT31-208612 平成22年8月18日～平成22年9月22日	4,085	③
	DBA-T31		T31-200152～T31-200201 平成22年8月6日～平成22年9月18日	38	
	LDA-DNT31		DNT31-202182～DNT31-204973 平成22年8月18日～平成22年10月27日	1,644	
	CBA-TNT31		TNT31-200172～TNT31-200235 平成22年8月18日～平成22年9月17日	57	
ニッサン UK	DBA-J10	デュアリス	J10-005325～J10-133238 平成19年4月26日～平成19年12月18日	13,836	①、②
	DBA-NJ10		NJ10-005332～NJ10-133110 平成19年4月24日～平成19年12月17日	11,337	
	(計 8 型式)	(計 2 車種)	(製作期間の全体の範囲) 平成19年4月24日～平成22年10月30日	(計 56,938 台)	①49,560 ②25,173 ③7,378

(備考)

本届出①は、平成21年6月25日付け「届出番号 外1591」のリコール届出において、改善措置の内容が不十分であったため、対象範囲を見直し、再度対策を行なうものである。

**【注意事項】**

リコール対象車の車台番号の範囲には、対象とならない車両も含まれている場合があります。